

入 札 説 明 書

【実体顕微鏡 一式】

公立大学法人
福井県立大学

目 次

- 1 入札執行者
- 2 入札に付する事項
- 3 入札の方法
- 4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 5 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出方法および提出先
- 6 入札参加資格確認の申請手続および審査結果通知
- 7 入札の日時および場所
- 8 入札保証金に関する事項
- 9 契約保証金に関する事項
- 10 入札および開札
- 11 入札の無効
- 12 落札者の決定に関する事項
- 13 契約書作成の要否および契約事項
- 14 再度入札
- 15 その他

- 別紙様式1 入札説明書等に関する質問書
- 別紙様式2 入札参加資格確認申請書
- 別紙様式3 入札書
- 別紙様式4 委任状

1 入札執行者

公立大学法人 福井県立大学 理事長 林 雅則

2 入札に付する事項

(1) 調達する物品の名称および数量

実体顕微鏡 一式

(2) 契約の内容等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による

(3) 納入場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学 生物資源学部棟 1階機器分析室

(4) 納入期限

平成29年2月28日まで

3 入札の方法

一般競争入札による

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務細則第4条に基づき一般競争入札参加の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。

5 入札説明書等に関する質問書の提出期限、提出方法および提出先

(1) 提出期限

平成28年12月20日（火）12時まで

(2) 提出方法等

質問がある場合は、質問書（別紙様式1）に質問内容を記載し、事前に電話連絡のうえ、FAXまたはE-mail（以下「FAX等」という。）で提出すること。

(3) 提出先

〒910-1195 福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学財務管理課（担当：白崎）

TEL 0776-61-6000

FAX 0776-61-6011

E-mail: j-tshirasaki@fpu.ac.jp

(4) 本学は、質問に対する回答を書面により速やかに質問者に行う。

6 入札参加資格確認の申請手続および審査結果通知

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式2）に必要書類を添えて次のとおり提出し、大学の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

なお、提出書類の内容について、本件審査を担当する部局から、説明または確認を求められる場合がある。

(1) 提出書類

①期限までに納入できることを証明する書類

(メーカー等が申請者宛に納入期限までに物品を納入できることを誓約した書類)

②福井県の競争入札参加資格決定通知書の写し

(2) 提出期限

平成28年12月20日(火) 17時

(3) 提出方法

持参、または郵送すること。

(4) 提出先

5-(3)に同じ。

(5) 入札参加資格審査の結果通知

審査の結果は、「入札参加資格確認申請書」を提出した者に対し、書面により通知する。

7 入札の日時および場所等

(1) 入札日時および場所

ア 日時

平成28年12月28日(水) 10時30分

イ 場所

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1

公立大学法人福井県立大学 附属図書館棟会議室

(2) 入札書の提出方法

入札参加者は、別紙様式3による入札書を入札の日時に入札の場所へ直接提出すること。

なお、郵送等または電送による入札書の提出は、認めない。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札参加者が、**平成28年12月27日(火) 12時まで**に、下記書類のいずれかを公立大学法人福井県立大学財務管理課に提出した場合は、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札参加者が、保険会社との間に公立大学法人福井県立大学を被保険者とする「入札保証保険契約」を締結した時の当該「保険証券」を提出したとき。

イ 一般競争入札に付する場合において、公立大学法人福井県立大学契約事務細則第4条に基づき一般競争入札参加の資格を有する者について、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付

前号規定による入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積もった金額(入札書記載価格に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額)に対する100分の5以上の入札保証金を、**平成28年12月28日(水) 9時30分**までに、公立大学法人福井県立大学財務管理課に納入しなければならない。

なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

(3) 入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債券、阪神高速道路債券

ウ 銀行、農林中央金庫または商工組合中央金庫の発行する債券

エ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、塩業組

合、その他貯金の受入れを行なう組合が振出しまたは支払保証をした小切手
オ 日本銀行担保、適格社債（公募社債）（例 鉄道債、電力債等の事業債）

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手額、その他のものについては市場価格（当該入札日前1週間程度における価格とし、その判定は、東京株式の取引価格とする。）の8割に相当する金額とする。

9 契約保証金に関する事項

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

- (1) 契約者が、保険会社との間に公立大学法人福井県立大学を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提供したとき。
- (2) 過去2年間に国、地方公共団体、公団あるいは県の公社と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

10 入札および開札

- (1) 入札参加者は、入札公告およびこの入札説明書ならびに契約条項を熟読し、入札心得（別紙）を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別紙様式4による委任状を提出しなければならない。
- (4) 入札書は次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ア 入札金額（記載金額は日本国通貨に限る）
 - イ 契約業務の名称
 - ウ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の氏名）および代表者印の押印（社印を使用する場合は、社印も押印のこと。）
- (5) 入札書は封印の上、封筒に「氏名（法人の場合は、その名称または商号）」および『12月28日 実体顕微鏡 一式 入札書在中』と記載すること。
- (6) 入札参加者またはその代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (7) 入札参加者は、提出した入札書を書き換え、変更または取消しすることができない。
- (8) 開札は、入札参加者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (9) 入札回数は初回を合わせて2回を限度とする。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する資格がない者または資格をなくした者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (3) 前記10－(4)に掲げる事項の記載のない入札書を提出した入札
- (4) 金額を訂正した入札書を提出した入札
- (5) 誤字・脱字・脱漏・汚染・塗抹等により意思表示が不明確な入札書を提出した入札

- (6) 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信または連合と認められる入札
- (7) 同一の入札について、二通以上の入札書を提出した入札
- (8) 二人以上の代理をした者の入札
- (9) 入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (10) 入札の際、不正の行為をした者の入札

1.2 落札者の決定に関する事項

- (1) この入札に関する契約の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者または出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

1.3 契約書作成の要否および契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、別紙 契約書（案）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

1.4 再度入札

開札の結果、落札者がいないときは、その場で直ちに再度の入札を行うものとする。

1.5 その他

この入札において、最低制限価格は設定しない。